

（第1面）
景観チェックシート

令和 年 月 日

大磯町長 殿

行為者	住所又は所在地	〒
	氏 名	
	電 話 番 号	

（氏名欄は、法人にあつては、名称及び代表者氏名を記入してください。）

1 行為の概要

地 区 の 区 分		☐ 一般地区 （ 地区） ☐ 景観形成重点地区（ 景観形成重点地区）
行為の場所（地名地番）		大磯町
用 途 地 域		☐ 指定有り（ ）地域 ☐ 指定無し
景 観 条 例 に お け る 行 為 の 区 分		☐ 届出対象行為（まちづくり条例の手續を要する） ☐ 届出対象行為（まちづくり条例の手續を要しない） ☐ 非届出対象行為
行為の種類	届 出 対 象 行 為	☐ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ☐ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ☐ 建築基準法の確認の申請が必要となる工作物 ☐ 垣、さく、へい、防球ネットその他 ☐ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他 ☐ 立体式自動車駐車施設 ☐ 自転車駐輪施設 ☐ 屋外に設置するコンテナ倉庫その他 ☐ 屋外に設置する自動販売機 ☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ☐ 駐車場、資材置き場その他の整備 ☐ 大磯景観資産に登録されている木竹の伐採
	非 届 出 対 象 行 為	☐ 建築基準法の確認の申請が必要となる建築物の新築 ☐ 建築基準法の確認の申請が必要となる工作物の新設

備考 1 「景観条例における行為の区分」欄及び「行為の種類」欄は、規模等の要件があるため、景観計画又は景観ガイドラインを確認の上、記入してください。
 2 該当する項目の□にレ印を記入してください。

(第2面)

2 建築物等の外観の素材及びマンセル表色系による色彩計画

対象事項	素材	マンセル表色系による色彩計画		
		色相	明度	彩度
屋 根 材				
外 壁 材				
外 構				
()				
アクセント色				

3 周辺環境の状況（隣接宅地の状況、景観資源の有無等）

--

4 良好な景観の形成のために特に配慮した事項

--

5 景観形成指針への配慮

項目	No.	景観形成指針	適用 区分	該当 有無	具体的な配慮内容
配置等	1	大磯景観資産等の特性や魅力を損なわないように配慮する。			
	2	建築物のスカイラインと壁面は、周辺の町並みや丘陵の稜線との調和を図る。			
	3	建築物の壁面の位置は、原則として景観計画別表1に定めたものとする。ただし、地階の部分、自動車車庫の部分及び物置その他これに類する用途に供するもの（軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内のもの）のいずれかに該当するものは、この基準の適用を除外する。また、敷地形状等の事情によりこの基準の後退ができない場合は、シンボルツリーの植栽等の代替措置を講じるものとする。（備考1）			
建築物の形態意匠 工作物の形態意匠	4	低層の建築物は、建て詰まり感のないようなバランス（間口(W)≧軒高(H)に配慮)のとれた形状とする。			
	5	戸建住宅よりも壁面が大きくなる建築物は、壁面の適度な分節化を行い、隣接する建築物同士の壁面及び軒線の位置の調和を図る。			
	6	歴史的建造物、史跡等の外観は、大きな変更を行わないものとする。			
	7	歴史的建造物、史跡等に近接する敷地の建築物と工作物は、配置、形態意匠、外構困障等に関し、それらとの調和を図る。			
	8	建築物や工作物に使用する素材は、過度に光沢、反射するものの使用を避け、美しい経年変化を考慮する。			
	9	商業施設の店先は、ゆとりの感じられる空間を確保し、自然素材や伝統素材を用いたうまいのある空間の演出を図る。			
	10	建築物の2階以上の窓面には屋内広告物等の掲出を行わない。			
	11	工場等の大規模な建築物は、屋上緑化及び壁面緑化を行う。			
	12	建築物に付帯する工作物や設備機器等(物置、駐輪場、ごみ置き場、室外機等)の配置と形態は、通りからの見え方と町並みの連続性に配慮する。			
	13	照明の光源は、周辺の環境に配慮した穏やかなものとし、光源の配置、点灯時間、照射面積等については、近隣の迷惑とならないようにする。			

(第4面)

項目	No.	景観形成指針	適用区分	該当有無	具体的な配慮内容
色彩	14	建築物の屋根の基調色及び補助色の色彩は、マンセル表色系で景観計画別表2に定めたものとする。ただし、無釉薬の粘土瓦、銅板、無着色の自然素材を用いる場合又は、歴史的建造物等の屋根の色彩が歴史的な経過を表し、かつ、周囲の景観に調和すると認められる場合は、この色彩基準の適用を除外する。(備考1)			
	15	建築物の壁面、工作物の基調色及び補助色の色彩は、マンセル表色系で景観計画別表3に定めたものとする。ただし、無着色のガラス及び無着色の自然素材を用いる場合又は、歴史的建造物等において壁面の色彩が歴史的な経過を表し、かつ、周囲の景観に調和すると認められる場合は、この色彩基準の適用を除外する。(備考1)			
	16	建築物の壁面や工作物のアクセント色の部分又は日よけテントは、使用面積をできるだけ小さくし、壁面等の基調色及び補助色との調和のとれた色彩とする。			
	17	屋外に設置する自動販売機の外装(商品窓及び広告窓の部分を除く。)の色彩は、マンセル表色系で景観計画別表4に定めたものとする。ただし、周囲を自然素材等で遮へい修景した場合は、この色彩基準の適用を除外する。(備考1)			
外構 囲障	18	敷地の外構や囲障は、生垣植栽又は自然素材(板塀、竹垣、基壇石積み等)による修景を行う。			
	19	駐車場(敷地内駐車スペースを含む。)は、緑化修景(生垣、高木、床面緑化等)を行う。			
	20	擁壁の形態意匠は、分節化又は自然素材、緑化等による修景を行うことにより、圧迫感を低減させる。			
木竹 の 植栽 等	21	大磯景観資産である敷地内の木竹を保全する。枯死等の理由により伐採する場合は、代替植栽等を行い、周辺景観の良好な維持を図る。			
	22	敷地の前面にシンボルツリーを植栽するものとする。また、敷地の緑化に使用する樹種は、周辺景観と調和し、四季の移ろいを感じさせるものとする。			

- 備考 1 別表1～4の内容は、景観計画又は景観ガイドラインを確認してください。
- 2 「適用区分」欄は、景観ガイドラインを確認の上、次の記号を記入してください。
「○」・・・適用あり
「◎」・・・適用あり(景観形成基準としての位置づけあり)
「―」・・・適用なし
- 3 「該当有無」欄は、景観ガイドラインを確認の上、次の記号を記入してください。
「○」・・・当該景観形成指針が行為の内容に該当する場合
「×」・・・当該景観形成指針が行為の内容に該当しない場合
- 4 「具体的な配慮事項」欄は、景観ガイドラインを確認の上、簡潔かつ具体的に記入してください。この欄に書ききれない場合は、別紙を用いてください。